

きずな通信

2020.4月 No.181

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな

社員の安全・雇用維持と我が身と家族の安全のために力を尽くしましょう！

皆様、日々緊張と心配の日々をお過ごしのことと思います。

今だかつてない、新型コロナウイルス感染拡大によって事業所の経営にも苦慮されていることと思います。当事務所にも様々な相談が寄せられつつありますが、できるだけの支援を行うべく尽力しているところです。

国の諸決定も目まぐるしく変わっており、今後とも新しい情報提供に努めますので、どうぞよろしくお願い致します。
所長 橋口剛和

—— 現在 新型コロナウイルスについて、現在発表されている給付金等について ——

雇用調整助成金 ～厚生労働省～

会社に支給される給付

感染拡大により事業縮小を余儀なくされ、労働者が働く意思と能力があるにもかかわらず、労働が出来ない状況に、雇用維持のため、雇用調整【休業】を実施する事業所が対象

※ 要件 売上が5%以上減少していること

【計画申請を出した翌月の月と前年同月と比べて5%以上減少が条件です】

緊急事態宣言が発令されてから、問い合わせをたくさんいただいております。

気になる事業所様は、当事務所までご連絡ください。

持続化給付金 ～経済産業省～

会社に支給される給付

感染拡大により、売上が前年同月比で50%以上減少している事業所について
法人には最大200万円、個人には100万円の給付金支給。

※ 但し、昨年1年間の売上からの減少分が上限。

前年同月比の対象月は事業所様で選べますが、選んだ月によって給付額が変動する可能性がございます。

相談窓口 0570-783183 9:00~17:00 土曜日も可能

*顧問の税理士事務所さんがいらっしゃる場合は、税理士事務所様にご確認いただくといいかもしれません



復帰しました

4月1日より復帰させていただいた森(旧姓 橋口)です。今まで顧問先様の従業員の育休、復帰手続きに関らせていただきましたが、育児休業を与えることは、業務の整理や引継、また代替要員の確保や復帰時の確保等と、事業所側にはたくさんの苦労がある上で成り立つことだと改めて感じると共に、休職中の身としては、復帰する場所があるという安心感とありがたさを身をもって感じました。この機会を与えていただいたことに感謝し、顧問先様のお役に立つことで恩返しできるよう精進します。よろしくお願いいたします。

※当事務所のゴールデンウィークについてはカレンダー通りの営業となります。